

平成十九年十一月三十日受領
答弁第二五五号

内閣衆質一六八第二五五号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、御指摘の記述については承知している。

三について

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問に対する答弁書（平成十八年五月十二日内閣衆質一六四第二四二号）三、四、六及び七について述べたとおり、外務省において御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は、確認されていない。

四及び五について

御指摘の記述については、外務省として御指摘の職員に対して意見を伝えた。

六について

外務省として、御指摘の局長に確認したところ、御指摘の事実は確認できなかった。

七について

お尋ねは、御指摘の職員の国会への招致に関するものであって、外務省としてお答えすることは差し控
えたい。いずれにせよ、御指摘の「白紙領収書」については、三についてで述べたとおり、先の答弁書に
よってお答えしている。